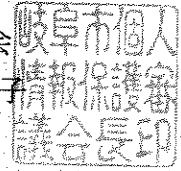


答 申 第 2 4 3 号  
平成30年11月19日

岐阜市長 柴橋 正直 様

岐阜市個人情報保護審議会  
会長 池 田 紀 子



保有個人情報の提供について（答申）

岐阜市個人情報保護条例（平成16年岐阜市条例第1号）第10条第3項の規定に基づき、平成30年11月13日付け岐阜市民国第690号で諮問のありました下記の事案について、下記のとおり答申します。

記

1 保有個人情報の提供について

(1) 事案の概要

岐阜県（以下「県」という。）は、広域的又は医療に関する専門的な見地から、県内の市町村による保険給付の適正な実施を確保し、国民健康保険保険給付費等交付金（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第75条の2第1項の規定により県内の市町村に対し、当該市町村が負担する療養の給付等に要する費用その他の国民健康保険事業に要する費用について交付する国民健康保険保険給付費等交付金をいう。）を適正に交付するため、県内の市町村の保険給付の点検調査等（以下「保険給付点検調査等」という。）を継続的に実施していく予定である。

今回、県から平成30年10月3日付け国保第339号により保険給付の審査及び支払等に係る情報の提供の求めがあったことから、市民生活部国保・年金課が保有する当該情報を県に提供する。

なお、保険給付点検調査等が今後継続して実施されることから、本件事案に係る保有個人情報の提供についても、継続して行うものである。

(2) 提供する保有個人情報

本市が実施する国民健康保険事業の被保険者に係る次に掲げる情報（療養の給付の請求に係る診療（調剤）報酬請求書及び診療（調剤）報酬明細書）

ア 氏名、住所、電話番号、生年月日及び性別

イ 被保険者証の記号番号

ウ 療養が行われた年月日

エ 療養が行われた病院、診療所、薬局その他の者の名称及び住所

オ その他保険給付の審査及び支払に係る情報

2 意見

適当なものと認める。